



平成 29 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社ムゲンエースト
代 表 者 名 代表取締役社長 藤田 進一
(コード番号：3299 東証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役 管理本部長 吉岡 隆夫
(TEL. 03-5623-7442)

東京国税局からの更正通知書の受領について

当社は、平成 29 年 7 月 31 日、東京国税局（日本橋税務署長）より、平成 25 年 12 月期ないし平成 27 年 12 月期の各課税期間について「消費税及び地方消費税の更正通知書並びに加算税の賦課決定通知書」を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、同通知書に係る更正処分及び加算税の賦課決定（以下「本件更正処分等」という）は、平成 29 年 1 月 31 日付け「税務調査に伴う過年度消費税（特別損失）の見積り計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」にてご説明していたものです。

記

1. 本件更正処分等の経緯・内容及び今後の方針

消費税法は、その課税対象である「課税資産の譲渡等」（同法 2 条 1 項 9 号）のためにより必要な課税仕入れに係る消費税額については、納付すべき課税売上げに係る消費税額から全額控除することを認めていますが、「課税資産の譲渡等」と「課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等」（同法 30 条 2 項 1 号柱書）に共通して要する課税仕入れに係る消費税額については、その一部（所定の割合を乗じて算出した額）のみしか上記納付すべき課税売上げに係る消費税額からの控除を認めていません。

当社では、従前、販売用建物の仕入れは同建物の販売（課税資産の譲渡等）のためにより必要な仕入れであるとして、同仕入れに係る消費税額全額を課税売上げに係る消費税額から控除していましたが、東京国税局（以下「当局」という）は、消費税非課税の住宅の賃貸による収入が発生する販売用建物の仕入れは、同建物の販売（課税資産の譲渡等）のみならず、住宅の賃貸（課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等）のためにも必要なものであるとし、その仕入れに係る消費税額については、その一部のみしか課税売上げに係る消費税額から控除することができないとして、本件更正処分等を行いました。

この処分により、追加納付が必要とされる税額は過少申告加算税を含めて約 6 億 39 百万円です。

当社としましては、当社の従前の会計・税務処理に誤りはないものと考えており、本件更正処分等は到底承服できるものではないため、これに対して速やかに不服申立てを行う予定です。

2. 本件更正処分等が業績に与える影響

当社は、平成 29 年 1 月 31 日付けの上記お知らせにより開示のとおり、本件更正処分等を見込んで、平成 28 年 12 月期決算において 7 億 91 百万円を過年度消費税(特別損失)として見積計上し、平成 28 年 12 月以降については、少なくとも上記不服申立てに対する結論が出るまでの間、当局の見解に従った会計・税務処理を行うこととしております。

本件更正処分等により追加納付が必要となる消費税・地方消費税及び過少申告加算税の額は見積計上した額より約 1 億 33 百万円減少しましたが、当該差額の発生は当局の判断に起因する一時的なものであり、当該差額につきましては第 2 四半期決算において特別利益として計上する予定です。

これらのほか、現時点では、本件更正処分等が当期以降の業績に与える影響はありません。

以上